



福岡医発第 174 号 (地)

平成 26 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 26 年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成 26 年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改定に伴い別紙のとおり取扱う旨、福岡県福祉労働部より通知がありましたので、関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門

会長 蒲池 壽

25保援第5731号
平成26年3月10日

福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護医療係)

平成26年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年度生活保護法による出産扶助の基準額について別紙のとおり送付いたしますので、内容をご確認のうえよろしくお取り計らいください。

なお、入院料は10対1一般病棟入院基本料を算定しておりますので申し添えます。

県医師会にてご承認いただけましたら、お手数ですがご連絡ください。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(26. 4. 1)

1 福岡市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 246,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居宅分べん 249,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料 (2)衛生材料費	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,540 円以内 7 日入院の場合 140,630 円以内 8 日入院の場合 160,720 円以内 5,500 円以内 イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 68,268 円以内 7 日入院の場合 79,646 円以内 8 日入院の場合 90,024 円以内 5,500 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 372,040 円以内 419,040 円以内 7 日入院 392,130 円以内 439,130 円以内 8 日入院 412,220 円以内 459,220 円以内 イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 319,768 円以内 366,768 円以内 7 日入院 331,146 円以内 378,146 円以内 8 日入院 341,524 円以内 388,524 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,500 円以内 合 計 254,500 円以内 (特別基準 298,500 円以内)
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 246,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,500 円以内 合 計 251,500 円以内 (特別基準 298,500 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 246,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,500 円以内
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450	10	25	192	2,009

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	10	151.8	1,137.8	1,037.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(26. 4. 1)

2 北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

NO. 2

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 246,000 円以内 居室分べん 249,000 円以内	(特別基準 293,000 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,120 円以内 7 日入院の場合 140,140 円以内 8 日入院の場合 160,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,848 円以内 7 日入院の場合 79,156 円以内 8 日入院の場合 89,464 円以内
(2)衛生材料費	5,500 円以内	5,500 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 371,620 円以内 418,620 円以内 7 日入院 391,640 円以内 438,640 円以内 8 日入院 411,660 円以内 458,660 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 319,348 円以内 366,348 円以内 7 日入院 330,656 円以内 377,656 円以内 8 日入院 340,964 円以内 387,964 円以内
4 居室分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内)	衛生材料費 5,500 円以内
	合 計 254,500 円以内 (特別基準 298,500 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 246,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内)	衛生材料費 5,500 円以内
	合 計 251,500 円以内 (特別基準 298,500 円以内)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 246,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,500 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居室分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450	3	25	192	2,002

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	14日以内 861	100	15	3	151.8	7日以内	14日以内
						1,130.8	1,030.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(26. 4. 1)

3 福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について
NO. 3

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 246,000 円以内 居宅分べん 249,000 円以内	(特別基準 293,000 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料 (2)衛生材料費	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 119,940 円以内 7 日入院の場合 139,930 円以内 8 日入院の場合 159,920 円以内 5,500 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,668 円以内 7 日入院の場合 78,946 円以内 8 日入院の場合 89,224 円以内 5,500 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 371,440 円以内 418,440 円以内 7 日入院 391,430 円以内 438,430 円以内 8 日入院 411,420 円以内 458,420 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 319,168 円以内 366,168 円以内 7 日入院 330,446 円以内 377,446 円以内 8 日入院 340,724 円以内 387,724 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 合 計 254,500 円以内 (特別基準 298,500 円以内)	衛生材料費 5,500 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 246,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 合 計 251,500 円以内 (特別基準 298,500 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	衛生材料費 5,500 円以内
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 246,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,500 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450		25	192	1,999

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15		151.8	1,127.8	1,027.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。